

2019年7月10日

修正履歴表

加盟店登録要領について、下記のとおり修正項目がありましたので改訂いたします。

日付	修正箇所	修正前	修正後
2019年 4月18日	【P8】4.5.1 項目修正	4.1.1 または 4.1.3 に該当し、 <u>4.2</u> に該当しない中小・小規模事業者等であって、(後略)	4.1.1 または 4.1.3 に該当し、 <u>4.3</u> に該当しない中小・小規模事業者等であって、(後略)
2019年 4月18日	【P9】4.5.3.1 本文	4.5.3.1 判断基準 フランチャイズチェーン等に属する中小・小規模事業者等であるかについては、 <u>4.5.1 にある</u> (ア)～(エ)を総合的に考慮して判断する。 原則として、(ア)～(ウ)が契約に含まれている場合は、本制度上のフランチャイズチェーン等に該当すると判断し、(後略)	4.5.3.1 判断基準 フランチャイズチェーンに属する中小・小規模事業者等であるかについては、 <u>4.5.1 ①</u> (ア)～(エ)を総合的に考慮して判断する。 原則として、(ア)～(ウ)が契約に含まれている場合は、本制度上のフランチャイズチェーンに該当すると判断し、(後略)
2019年 4月18日	【P10】4.5.5 本文への 項目追加	4.5.5 フランチャイズチェーン等の判断に疑義がある場合の措置 B型決済事業者及び準B型決済事業者における加盟店登録時において、 <u>4.5.3.</u> に基づきフランチャイズチェーン等への該当の有無の判断がなされた場合においても、事務局が適当でないとして判断した場合、事務局はB型	4.5.5 フランチャイズチェーン等の判断に疑義がある場合の措置 B型決済事業者及び準B型決済事業者における加盟店登録時において、 <u>4.5.1 及び 4.5.3.</u> に基づきフランチャイズチェーン等への該当の有無の判断がなされた場合においても、事務局が適当でないとして判断した場合、事

		<p>決済事業者及び準 B 型決済事業者に対して、以下の対応を行う。(後略)</p>	<p>務局は B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者に対して、以下の対応を行う。(後略)</p>
<p>2019 年 4 月 18 日</p>	<p>【P11】 4.5.5 本文</p>	<p>①本来の還元率が 2%であるにも関わらず、5%と判断されていた場合 (中略) 消費者還元率を 2%とし、当該加盟店における購買に基づいて消費者還元が行われた場合あつては、消費者還元の対象加盟店となった時に遡って、差額 3%分にあたる補助金の交付を取り消す。端末補助及び手数料補助が行われた場合あつては、その対象経費にあたる補助金の交付を取り消す。</p>	<p>①本来の還元率が 2%であるにも関わらず、5%と判断されていた場合 (中略) 消費者還元率を 2%とし、当該加盟店における購買に基づいて消費者還元が行われていた場合にあつては、消費者還元の対象加盟店となった時に遡って、差額 3%分にあたる補助金の交付を取り消す。端末補助及び手数料補助が行われていた場合にあつては、その交付を取り消す。</p>
<p>2019 年 4 月 18 日</p>	<p>【P13】 5.1 本文</p>	<p>② 加盟店登録を行おうとするキャッシュレス決済事業者が本事業における B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者として登録される。</p>	<p>② 加盟店登録を行おうとするキャッシュレス決済事業者が本事業における B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者として登録される。</p>
<p>2019 年 5 月 5 日</p>	<p>【P5】 4.1.1 注釈追加</p>	<p>※ 2 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有される事業者は本事業の登録の対象外とする。</p>	<p>※ 2 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有される事業者は本事業の登録の対象外とする。 ※ 3 <u>事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に、再度、資本金の増資や従業</u></p>

			<p><u>員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更している</u>と認められた場合は、<u>申請時点にさかのぼって本事業の登録の対象外とする。</u></p>
2019年 5月5日	<p>【P6】4.1.3 本文への 項目追加</p>	<p>② 一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人については、4.1.1の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、4.1.1の※2又は4.1.2に該当しない限り登録の対象とする。</p> <p>③ 公益財団法人、公益社団法人については、4.1.1の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、4.1.2に該当しない場合に限り登録の対象とする。</p>	<p>② 一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人については、4.1.1の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、4.1.1の※2若しくは※3又は4.1.2に該当しない限り登録の対象とする。</p> <p>③ 公益財団法人、公益社団法人については、4.1.1の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、4.1.1の※3又は4.1.2に該当しない場合に限り登録の対象とする。</p>
2019年 7月4日	<p>【P5-6】 4.1.2と4.1.3 の記載順序変更 および追記</p>	<p>4.1.2 課税所得 4.1.1に該当する中小・小規模事業者等であっても、下記に該当する場合は、</p> <p>4.1.3 会社形態以外の事業者について</p>	<p>4.1.2 <u>会社形態以外の事業者について</u></p> <p>4.1.3 課税所得 4.1.1及び4.1.2に該当する中小・小規模事業者等であっても、下記に該当する場合は、(後略)</p>

<p>2019年 7月4日</p>	<p>【P5】4.1.2 本文</p>	<p>② 一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人については、4.1.1の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、4.1.1の※2若しくは※3又は4.1.2に該当しない限り登録の対象とする。</p> <p>③ 公益財団法人、公益社団法人については、4.1.1の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、4.1.1の※3又は4.1.2に該当しない場合に限り登録の対象とする。</p>	<p>② 一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人については、4.1.1の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、4.1.1の<u>※2</u>又は<u>※3</u>に該当しない限り登録の対象とする。</p> <p>③ 公益財団法人、公益社団法人については、4.1.1の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、4.1.1の<u>※3</u>に該当しない場合に限り登録の対象とする。</p>
<p>2019年 7月10日</p>	<p>【P8】4.5.1 項目修正</p>	<p>4.1.1または4.1.3に該当し、4.3に該当しない中小・小規模事業者等であって、(後略)</p>	<p>4.1.1または<u>4.1.2</u>に該当し、4.3に該当しない中小・小規模事業者等であって、(後略)</p>
<p>2019年 7月10日</p>	<p>【P17】5.5 本文</p>	<p>5.5 加盟店登録決定通知</p> <p>加盟店登録決定通知は、原則申請者であるB型決済事業者及び準B型決済事業者に申請マイページ経由で通知する。また、加盟店登録の際に加盟店担当者情報にてメールアドレスを取得している場合においては、そのメールアドレスに加盟店登録の決定を通知する。B型決済事業者及び準B型決済事業者は、加盟店登録決定通知後、速やかに加盟店にその旨及び別紙「加盟店の業務」を伝達し、その内容の周知徹底を図ること。</p>	<p>5.5 加盟店登録決定通知</p> <p>加盟店登録決定通知は、原則申請者であるB型決済事業者及び準B型決済事業者に申請マイページ経由で通知する。B型決済事業者及び準B型決済事業者は、加盟店登録決定通知後、速やかに加盟店にその旨及び別紙「加盟店の業務」を伝達し、その内容の周知徹底を図ること。</p>

